

**知的財産管理技能検定2級公式テキスト【改訂13版】をご購入いただいた皆様へ**

第48回(2024年7月実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級公式テキスト【改訂14版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第48回	2024年7月21日(日)	2024年1月1日
第49回	未定	
第50回	未定	

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

該当箇所	変更前	変更後
P151 Lesson17 意匠法の保護対象と登録要件[2] (2) 新しい意匠であること 最終行に追記	書面を提出しなければなりません（意4条3項）。	書面を提出しなければなりません（意4条3項）。 なお、令和6年1月1日以後の出願については、意匠登録を受ける権利を有する者（権利の承継人を含む）の行為に起因して公開された意匠について、最先の公開の日のいずれかの公開行為について証明することで、その日以後に公開した同一又は類似の意匠についても新規性喪失の例外規定の適用を受けられるようになりました。例えば、意匠Aについて①午前10時に展示会で発表し、②同日の午後1時に店舗で販売し、その後、③1週間後に SNS サイトに掲載した場合、①または②の公開行為について証明書が提出されていれば、③の公開について証明は不要となります。